

【交通・情報通信委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案10件（うち本院先議4件）、承認案件1件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願4種類32件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

内閣提出10件中、参議院先議は次の4件であった。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案は、通信・放送事業分野における新規事業の創出を促進するため、郵政省認可法人の通信・放送機構が行う業務に、通信・放送新規事業に対する助成金を交付する業務を追加しようとするものである。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、通信・放送機構に行わせる特定公共電気通信システム（公共性を有する業務の用に供する電気通信システムのうち、当該業務の利便性を効果的に高めるもの）に、水産庁による漁業情報の高度利用に資するシステム及び自治省による地方公共団体における申請手続電子化に資するシステムを追加しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、個人情報保護の具体的取組、テレコム・ベンチャー企業に対する支援の拡充、電子政府の早期実現、助成金交付に当たっての申請手続の簡素化、研究開発に対する事後評価及び成果の普及等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案に対し、3項目から成る附帯決議を行った。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案は、平成9年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画の再改定について」を受けて、政令で定める特定港湾において、一般港湾運送事業等の参入規制を免許制から一定の基準に適合していれば参入を認める許可制に改め、運賃及び料金の設定及び変更についての認可制を届出制とすること等により特定港湾一般港湾運送事業者等による多様なサービスの提供を促進するとともに、港湾運送に関する秩序の確立を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、港湾運送事業の集約・協業化の支援策、日曜・夜間荷役の円滑な実施に向けた取組、港湾運送料金の過度なダンピングの防止策、抛出金制度の維持等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、4項目から成る附帯決議を行った。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅱ」の改正に伴い、船舶所有者に対し、有害液体汚染防止緊急措置手引書を船舶内に備え置くことを義務づけるとともに、当該手引書について検査の対象にしようとするものである。

委員会においては、油防除体制の拡充強化策、有機すず系船底塗料の使用禁止に向けた国際的取組、ケミカルタンカーによる流出事故対策の確立、国際協力による海洋環境保全

への取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

衆議院送付は次の6件であった。

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案は、平成9年6月6日に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」を受け、造船業基盤整備事業協会を解散し、その業務の一部を運輸施設整備事業団に移管させるとともに、超高速船テクノスーパーライナー（TSL）の実用化を図るため、その製造に必要な資金の借入れに対する債務保証業務を同事業団に新たに実施させる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、運輸技術開発の活性化と実用化方策、運輸施設整備事業団の業務増加と特殊法人のスリム化、運輸施設整備事業団への統合に伴う造船業基盤整備事業協会職員の雇用確保、TSLによる新サービスの創造と雇用創出、TSLの建造・運航への中小事業者の参加可能性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案は、我が国における急速な高齢化の進展に対応して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通事業者等に対し、その旅客施設及び車両等の構造及び設備を一定の基準に適合させることを義務づけるとともに、鉄道駅その他の旅客施設を中心とした一定の地区において、当該旅客施設、道路その他の一般交通用施設及び公共用施設の改善を重点的かつ一体的に推進すること等所要の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、本法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとする旨の修正が行われている。

委員会においては、参考人を招致して意見を聴取するとともに、運輸大臣及び関係政務次官等に対し質疑を行ったほか、現地調査を行った。その主な質疑内容は、ノンステップバスの規格統一による低コスト化に向けた取組、基本方針作成に当たっての高齢者、身体障害者等の当事者参画の保障、ユニバーサルデザインの確立に向けた取組、知的障害者及び精神障害者への対象拡大、スペシャル・トランスポート・サービスの導入等である。

質疑終了後、日本共産党の宮本委員より、目的、理念に移動の自由と安全を基本的権利と明記すること等を内容とする修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対し7項目から成る附帯決議を行った。

電気通信事業法の一部を改正する法律案は、電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、NTT回線接続料の原価算定方法として、現在と同規模、同能力のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用額に基づいて計算する「長期増分費用方式」を導入することにより、当該接続料の低廉化を図ろうとするものである。

委員会においては、長期増分費用方式導入による東・西NTTの経営への影響、NTT接続料をめぐる日米規制緩和対話に向けた取組、接続料引下げによる利用者料金引下げの可能性、ユニバーサルサービスの確保、政府保有NTT株売却益の用途の在り方等について郵政大臣及び参考人等に対し質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対し9項目から成る附帯決議を行った。

道路運送法及びタクシー業務適性化臨時措置法の一部を改正する法律案は、平成9年3月31日の閣議決定を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）及び一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）への参入に係る需給調整規制を原則として廃止して事業への参入を容易にし、路線又は事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とすること等により、乗合バス事業者及びタクシー事業者による多様なサービスの提供を促進するとともに、旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保等を図るための所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地域における生活交通の確保策、今後の地方バス路線に対する助成と地域協議会の在り方、タクシー事業の安全対策と運転代行業の法規制の検討、タクシー近代化センターの業務の見直しと運行管理者試験の実施機関、タクシー運転者の労働条件の改善と緊急調整措置の発動要件等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対し13項目から成る附帯決議を行った。

電子署名及び認証業務に関する法律案は、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図るため、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、参考人を招致して意見を聴取するとともに、郵政大臣及び関係政務次官等に対し質疑を行った。その主な質疑内容は、電子署名・認証制度の国際的相互承認に向けた取組、特定認証業務の任意的認定制度導入の意義と効果、暗号技術の評価体制の確立、電子商取引における消費者保護と国民への教育・広報活動、認定認証事業者が保有する個人情報保護の必要性等である。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

電波法の一部を改正する法律案は、無線局の免許手続における透明性の向上を図りつつ、電気通信業務を行う無線局の円滑な開設を確保する等のため、一定の無線局について免許申請期間を設けるとともに、無線局の開設計画の認定の制度を導入するほか、無線従事者免許に関する規定の合理化を図る等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、周波数割当て計画の透明性の確保策、事業譲渡の場合における無線局免許の承継の在り方、携帯電話の電磁波に対する規制等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対し附帯決議を行った。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成12年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、NHKの情報公開、青少年の健全育成と放送のかかわり、地上放送のデジタル化に伴う費用負担、通信と放送の融合時代におけるNHKの在り方、障害者向け放送の拡充等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。なお、9項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月9日、帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故について、運輸大臣から報告を聴取した後、運輸行政の基本施策及び平成12年度運輸省関係予算について運輸大臣から所信及び説明を、郵政行政の基本施策及び平成12年度郵政省関係予算について郵政大臣から所信及び説明をそれぞれ聴取した。また、第146回国会閉会後に行った長崎県及び福岡県に

における運輸事情、情報通信及び郵便等に関する実情並びに山陽新幹線コンクリート剥落事故に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月14日、まず、運輸行政の基本施策について質疑を行い、次に、郵政行政の基本施策について質疑を行った。

運輸行政の基本施策については、軌間可変電車の実用化に向けた課題、自動車関係諸税のグリーン化促進、沖縄の航空管制返還問題、帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故の原因と今後の対応策、規制緩和による運輸事業の安全性低下の懸念、地方分権推進一括法施行に伴う運輸省の対応等について質疑を行った。

郵政行政の基本施策については、郵便貯金の全額自主運用の在り方、通信料金の引下げに向けた取組、郵政三事業の経営問題、情報バリアフリーの環境整備、情報通信における地域間格差の是正等について質疑を行った。

3月16日、帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故について、帝都高速度交通営団総裁寺嶋参考人から説明を聴取した後、再現実験等による正確なデータ収集の必要性、全交通機関を対象とする事故調査機関設置の必要性、事故原因の究明と再発防止に向けた取組、事故調査検討会における検討内容の情報開示、営団における安全教育及び研修体制の在り方等について質疑を行った。

4月13日、NHKの放送デジタル化への取組並びに東京国際空港のバリアフリー化及び空港施設の実情調査のため、NHK放送センター及び東京国際空港へ視察を行った。

5月9日、西日本鉄道バスジャック事件について、運輸大臣から報告を聴取した。

なお、3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度運輸省関係予算及び郵政省関係予算の審査を行った。

運輸省関係については、整備新幹線に対する公共事業等予備費の早期活用、リニアモーターカーの現状及び取組、鉄道事故等報告規則の改正の必要性、ドクターヘリの離発着基準、モータースポーツにおける安全管理、統合補助金制度の評価等について質疑を行った。

郵政省関係については、インターネット上の違法・有害情報に対する法的規制の必要性、電気通信分野における個人情報保護法制の在り方、長期増分費用方式導入の目的及びユニバーサルサービスの確保、携帯電話の電磁波が人体に及ぼす影響、デジタル放送の普及促進に対する取組、郵便局と民間金融機関の役割上の相違等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年3月9日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。
- 帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故に関する件について二階運輸大臣から報告を聴いた。
- 運輸行政の基本施策に関する件及び平成12年度運輸省関係予算に関する件について二階運輸大臣から所信及び説明を聴いた。
- 郵政行政の基本施策に関する件及び平成12年度郵政省関係予算に関する件について八

- 代郵政大臣から所信及び説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 運輸行政の基本施策に関する件について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官、中馬運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 郵政行政の基本施策に関する件について八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（郵政省所管（郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く）及び総務省所管（通信総合研究所、総合通信局、郵政事業特別会計））について八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
（運輸省所管（港湾建設局、海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く）及び国土交通省所管（地方運輸局、地方航空局、船員労働委員会、自動車損害賠償責任再保険特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計））について二階運輸大臣、中馬運輸政務次官、鈴木運輸政務次官、政府参考人及び参考人社団法人日本自動車連盟理事モータースポーツ局局長田村勝敏君に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第47号）
特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）
以上両案について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故に関する件について参考人帝都高速度交通営団総裁寺嶋潔君から説明を聴いた後、二階運輸大臣、中馬運輸政務次官、政府参考人及び参考人帝都高速度交通営団総裁寺嶋潔君に対し質疑を行った。

○平成12年3月21日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第47号）

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）

以上両案について八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- **特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第47号）** を可決した。

（閣法第47号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- **特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）** を可決した。

（閣法第49号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

○平成12年3月23日（木）（第6回）

- **港湾運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）** について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月28日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- **放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）**（衆議院送付）について八代郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、前田郵政政務次官、小坂郵政政務次官、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事松尾武君、同協会理事芳賀譲君及び同協会専務理事・技師長長谷川豊明君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年3月30日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- **港湾運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）** について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第43号） 賛成会派 自民、民主、明改、自由、参院
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- **海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）** について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月4日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第42号）賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

○平成12年4月13日（木）（第10回）

- 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月18日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第27号）賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク
反対会派 共産

○平成12年4月20日（木）（第12回）

- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴き、衆議院における修正部分について衆議院運輸委員長仲村正治君から説明を聴いた。

○平成12年4月25日（火）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について参考人東京都立大学大学院工学研究科助教授秋山哲男君、株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員白石真澄君、日本大学理工学部教授野村歡君、財団法人全国老人クラブ連合会副会長見坊和雄君、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長松尾榮君、全国脊髄損傷者連合会会長妻屋明君、東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長葛西敬之君、社団法人日本民営鉄道協会副会長清水仁君及び社団法人日本バス協会理事佐々木雅雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月27日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案

(閣法第34号)(衆議院送付)について二階運輸大臣、松谷内閣官房副長官、岸田建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月9日(火)(第15回)

- 西日本鉄道バスジャック事件に関する件について二階運輸大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案**(閣法第34号)(衆議院送付)について二階運輸大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第34号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 電気通信事業法の一部を改正する法律案**(閣法第91号)(衆議院送付)について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月11日(木)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信事業法の一部を改正する法律案**(閣法第91号)(衆議院送付)について参考人東日本電信電話株式会社代表取締役社長井上秀一君、日本電信電話株式会社代表取締役社長宮津純一郎君及び西日本電信電話株式会社代表取締役社長浅田和男君に対し質疑を行った後、八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第91号) 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案**(閣法第48号)(衆議院送付)について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月16日(火)(第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案**(閣法第48号)(衆議院送付)について二階運輸大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月18日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案**(閣法第48号)(衆議院送付)について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑

を行い、討論の後、可決した。

(閣法第48号) 賛成会派 自保、民主、明改、参ク
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 電子署名及び認証業務に関する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月23日(火)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電子署名及び認証業務に関する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)について参考人中央大学理工学部教授辻井重男君、GBDeアジア・オセアニア地域共同議長・富士通株式会社特命顧問鳴戸道郎君及びサイバートラスト株式会社代表取締役社長川島昭彦君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、山本法務政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第96号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク
反対会派 なし

○平成12年5月25日(木)(第20回)

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月29日(月)(第21回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)について八代郵政大臣、小坂郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第90号) 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の整理合理化を推進するため、造船業基盤整備事業協会を解散し、同協会が実施していた業務の一部を運輸施設整備事業団に実施させるとともに、高度船舶技術を用いた船舶等の実用化を図るため、当該船舶等の製造に必要な資金の借入れに

係る債務保証業務を同事業団に新たに実施させようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 運輸施設整備事業団の業務

- (1) 運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）の業務として、次に掲げる業務を追加する。
 - ① 民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金（以下「試験研究資金」という。）に充てるための助成金を交付すること。
 - ② 国土交通大臣の定める金融機関からの試験研究資金の借入に係る利子の支払に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - ③ 試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入に係る債務の保証を行うこと。
 - ④ 政府以外の者の委託を受けて、高度船舶技術に関する試験研究を行うこと。
 - ⑤ 高度船舶技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - ⑥ 高度船舶技術に関し調査すること。
- (2) 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、1の(1)の③の業務の一部を金融機関に委託できるものとする。
- (3) 事業団は、業務方法書で定めるところにより、1の(1)の①の助成金の交付を受けて高度船舶技術に関する試験研究を行った者又はその承継人から当該高度船舶技術の利用により得た収入又は利益の一部を1の(1)の①の業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができるものとする。
- (4) 事業団は、1の(1)の③の業務に関する信用基金を設けるものとする。

2 区分経理

事業団は、1の(1)の①から⑥の業務に関する勘定を設けて整理しなければならないものとする。

3 補助金

政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、1の(1)の①の業務に要する経費の一部を補助することができるものとする。

4 業務の特例

事業団は、当分の間、造船業基盤整備事業協会（以下「協会」という。）が実施する造船業構造転換業務の完了に伴う清算業務を行うものとする。

5 その他

- (1) この法律は、平成13年3月1日から施行する。ただし、5の(2)の持分の払戻しに係る規定は、公布の日から施行するものとする。
- (2) 協会に出資した政府及び日本政策投資銀行以外の者は、協会に対し、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができるものとする。
- (3) 協会は本法律の施行の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継するものとする。
- (4) 造船業基盤整備事業協会法は、廃止するものとする。
- (5) 現時点で未施行の法律である外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の規定により協会が実施することとなっている造船ダンピング調査

業務は、本法の施行日以降の同法の施行日において、事業団の業務として追加するものとする。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案 (閣法第34号)

【要 旨】

本法律案は、我が国において本格的な高齢社会が到来すると予測されていること、身体障害者の社会参加の機会を確保することが急務となっていること等を踏まえ、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動について、所要設備の整備等により身体の負担を軽減し、その利便性及び安全性の向上を促進するため、各般の施策を総合的に講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

2 基本方針

主務大臣は、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動円滑化の促進に関する基本方針を定めることとする。

3 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置

公共交通事業者等は、旅客施設の新設や大改良あるいは車両等の導入を行うときは、これらを移動円滑化のために必要な一定の基準に適合させなければならないこととするとともに、既にその事業の用に供している旅客施設及び車両等についても、当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

4 移動円滑化基本構想

市町村は、多数の旅客が利用する鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区について、基本方針に基づき、移動円滑化のための事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができることとする。

5 公共交通特定事業等の実施

基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、事業を実施するための計画をそれぞれ作成し、これに基づいて事業を実施することとする。

6 一般交通用施設等の整備

国及び地方公共団体は、基本構想に定められた駅前広場、通路等の一般交通用施設や駐車場、公園等の公共用施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

7 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例

基本構想に定められた事業を促進するため、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地について特例を定めることとする。

8 地方債の特例等

主務大臣の認定を受けた計画に基づく、公共交通事業者による事業に関する助成を地方公共団体が行う場合の地方債の特例措置を講ずることとする。

9 指定法人

主務大臣は、公共交通事業者による移動円滑化のための事業の実施に関する情報の収集、提供等を行う法人を指定することができることとする。

10 その他

(1) 移動円滑化を促進するに当たっての国、地方公共団体及び国民の責務を定めるとともに、運輸施設整備事業団が移動円滑化のための事業を実施する公共交通事業者に対して補助金を交付することができることとする。

(2) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、3の移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置に関する規定のうち車両等（自動車を除く。）に係る部分は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、「この法律の施行後10年を経過した場合に、移動円滑化のための事業を実施する公共交通事業者等に対する運輸施設整備事業団の補助金の交付等の業務の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としていたのを「この法律の施行後5年を経過した場合に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とする修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 高齢者、身体障害者等が自由に移動できる環境の整備に向け、公共交通事業者等が高齢者、身体障害者等に対して適切なサービスを提供するよう必要な指導等を行うとともに、本法の趣旨等について広く国民に理解と協力を求めるよう努めること。
- 2 移動円滑化の促進に関する基本方針等の策定に当たっては、関係省庁の連携を密にし、その統合機能の強化を図るとともに、高齢者、身体障害者等をはじめ関係者の意見を幅広く聴取する等により、それらが十分に反映されるよう努めること。
- 3 公共交通機関等のバリアフリー化を進めるためには計画的な施設整備が必要となるため、その進展を図る適切な支援措置を講ずること。
- 4 鉄道駅におけるバリアフリー化の重要性にかんがみ、相当数以上の乗降客が見込まれる駅に加え、高齢者、身体障害者等の利用が多いと見込まれる駅等についても、人的サポートを含め必要な措置を講ずるよう努めること。
- 5 ノーマライゼーション社会の実現に向け、政府調達に際しては、ユニバーサルデザインに十分配慮するよう努めること。
- 6 福祉機器の研究開発、交通ボランティアの活用、バリアフリーマップ等の作成等により、高齢者、身体障害者等が安全かつ快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面にわたる諸施策の充実に努めること。その際、オストメイト等の人工臓器保有者、その他内部障害者への配慮を図るとともに、盲導犬等を伴った身体障害者等への対応の充実に努めること。
- 7 高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスの充実に努めるた

め、そのニーズの調査、現状把握等を行い、タクシー等を活用したいいわゆるSTS（スペシャル・トランスポート・サービス）の導入に努めること。

右決議する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅱの改正に伴い、有害液体汚染防止緊急措置手引書を船舶内に備え置き、又は掲示することを義務付けるとともに、当該手引書について検査を行うこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 有害液体汚染防止規程を備え置き、又は掲示しておかなければならない船舶の範囲を拡大すること。
- 2 油濁防止規程及び有害液体汚染防止規程を備え置き、又は掲示しておかなければならない船舶について、これらの備置き又は掲示に代えて、海洋汚染防止規程を備え置き、又は掲示しておくことができることとすること。
- 3 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する一定の船舶ごとに、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととすること。
- 4 油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示しておかなければならない船舶について、これらの備置き又は掲示に代えて、海洋汚染防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示しておくことができることとすること。
- 5 船舶所有者は、その有害液体汚染防止緊急措置手引書が技術基準に適合していることについて、国土交通大臣の行う定期検査、中間検査等の検査を受けなければならないこととすること。
- 6 海上災害防止センターの財務諸表等の公開に関する規定を整備すること。
- 7 この法律は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅱの改正が日本国について効力を生ずる日から起算して2年を経過した日から施行することとすること。ただし6の改正は、公布の日から施行することとすること。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年の港湾運送事業における競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、特定港湾における一般港湾運送事業等への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき届出制とすること等により特定港湾一般港湾運送事業者等による多様なサービスの提供を促進するとともに、港湾運送に関する秩序の確立を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定港湾における一般港湾運送事業等に係る参入規制、運賃及び料金規制等の見直し
 - (1) コンテナ貨物の積卸しの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものを特定港

湾として政令で定めることとする。

- (2) 特定港湾における一般港湾運送事業等の参入規制を免許制から許可制に改めることとする。
 - (3) 運輸大臣は、許可の申請が事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば特定港湾における一般港湾運送事業等の許可をすることとし、当該事業の開始により港湾運送供給量が港湾運送需要量に対し著しく過剰にならないものであるか否か等についての審査を廃止すること。
 - (4) 特定港湾における一般港湾運送事業等に係る運賃及び料金の設定又は変更についての認可を事前届出に改めることとする。
 - (5) 運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、当該特定港湾一般港湾運送事業者等に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができることとする。
 - (6) 特定港湾における一般港湾運送事業等の休止又は廃止についての許可を休止又は廃止の日の30日前までの事前届出に改めることとする。
 - (7) 下請の制限等必要な規定を特定港湾一般港湾運送事業者等について準用することとする。
- 2 港湾運送事業の免許又は許可の欠格事由の見直し
- 港湾運送事業の免許又は許可の欠格事由として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を追加する等の改正を行うこととする。
- 3 その他
- (1) 罰則に関し所要の改正を行うこととする。
 - (2) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 需給調整規制が廃止されても、労働関係等港湾運送の安定化が保たれるよう努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聞いた上、必要に応じ、適切に対応すること。
- 2 規制緩和の進展に伴い、港湾労働者に過度のしわ寄せが及ばないように配慮し、料金変更命令制度や緊急監査制度を厳正かつ機動的に運用することによって、ダンピングの防止を図ること。
また、このため関係各省が連携して、船会社、荷主にも必要な指導を行うこと。
- 3 日曜荷役や夜間荷役等港湾サービスの更なる向上を図りつつ、港湾運送事業者の集約・協業化を進めるとともに、港湾労働者の良好な労働条件の確保に配慮するなど必要な環境の整備に努めること。
- 4 規制緩和を行う9港以外の港においては、従前の事業免許制度及び認可料金制度が遵守されるよう法の適切な運用に努めること。
右決議する。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、通信・放送事業分野における新規事業の創出を促進するため、通信・放送機構に通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 通信・放送機構（以下「機構」という。）の特例業務として、通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を追加する。
- 2 通信・放送新規事業の内容及び実施方法が実施指針に照らして適切な場合にのみ、機構が助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 通信・放送新規事業の実施のための助成金交付に係る申請手続については、簡素化を図るとともに、審査期間の短縮に努めるよう配慮すること。
- 2 助成金交付申請の審査に当たる評価委員会の委員については、通信・放送新規事業の著しい急激な技術革新の進展にかんがみ、内外の実情に詳しい有識者等が選任されるよう努めること。
- 3 助成金交付のための審査基準は、通信・放送新規事業の実態を踏まえて策定し、その運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。

右決議する。

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要 旨】

本法律案は、近年の一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）及び一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）における事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、これらの事業への参入に係る需給調整規制を原則として廃止して事業への参入を容易にし、路線又は事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とすること等により一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による多様なサービスの提供を促進するとともに、旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保等を図ための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る参入について、免許制を許可制とし、輸送の安全、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合している場合に参入を認めることとし、その事業の開始によって、事業の供給輸送力が輸送需要に対し不均衡とならないものであるか否か等についての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとする。
- 2 一般乗用旅客自動車運送事業について、特定の地域において供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となり、当該地域における輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められるときは、期間を定めて新規参入及び増車を認め

ないこととする緊急調整措置を講じることができることとする。

- 3 一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金について、国土交通大臣がその上限を認可し、認可を受けた上限の範囲内において、事前届出により設定又は変更を行うことができることとするとともに、国土交通大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとする。
- 4 一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金の設定又は変更について、利用者利便等を確保するため、引き続き認可制とし、上限価格その他の認可基準を設けることとする。
- 5 一般乗合旅客自動車運送事業に係る休廃止等について、原則として6月前までの事前届出制とするとともに、国土交通大臣は、届出があった場合には、休廃止後の旅客の利便の確保に関し、関係地方公共団体等から意見を聴取することとする。
- 6 旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保するため、運行管理者の資格試験制度を導入することとする。
- 7 タクシー事業において、引き続き運転者の質の確保及び事業の適正化を図るため、タクシー業務適正化臨時措置法をタクシー業務適正化特別措置法として恒久法化することとする。
- 8 この法律は、平成14年3月31日までの間において政令で定める日から施行することとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の許可に当たっては、許可基準を具体的に定め、公示する等許可の運用について、統一性、透明性を確保するとともに、最低車両台数の確保等輸送の安全確保のため、事業計画、事業遂行能力等について、厳格な審査を行うこと。また、個人タクシーについては、現行の位置付けを踏まえて資格要件を厳格に定めること。
- 2 公正競争確保及び道路運送に関する秩序確立のため、事業許可後の指導監督を強化するとともに、輸送の安全等確保命令、事業改善命令、許可取消処分等について基準を明示し、行政処分の点数制を導入する等、厳正かつ機動的に運用すること。
また、事業者ごとの事故や法令違反状況等の情報を利用者に提供する方策を推進すること。
- 3 輸送の安全確保と適正労働条件の確立を図るため、最高乗務距離等の制限、過重労働を強いることとなる累進歩合やノルマの排除、運転者に対する安全教育の充実等について、所要の措置を講ずること。また、自動車運転者の労働時間等改善基準の遵守について、関係行政機関間のより一層の連携を図り、指導監督を徹底するとともに、労働条件の地域間格差の改善に努めること。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更命令の発動基準及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃認可基準について、他の事業者との間で不当競争を引き起こすおそれのある運賃を排除するため、具体的な基準を設け、厳正に運用すること。また、その基準には、人件費等の費用について適正な水準を反映させること。
- 5 生活交通確保のための具体的方策を協議する地域協議会について、本法案の成立後早

期に開催されるよう、速やかに具体的あり方を示す等環境整備を図ること。また、地域協議会においては、地域の関係者の意見が広く反映され、地域の実情に応じた実効ある方策が取りまとめられるよう、国も積極的に役割を果たすこと。

6 生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にした上で、必要な補助制度を確立するとともに、所要の財源確保を図ること。

7 地方公共団体による自家用バスによる輸送サービスの提供について、その範囲を明確化するとともに、地方公共団体の実情を十分勘案した上で、輸送の安全確保に関する適切な措置を講ずること。

また、関係行政機関間のより一層の連携を図りつつ、乗合バスとスクールバス、福祉バス等との一体的な運行を促進すること。

8 一般乗合旅客自動車運送事業の活性化と発展を図るため、オムニバスタウン整備をはじめとしたバス利用促進を図るとともに、バス走行環境改善のための取組について、関係省庁間の緊密な連携のもと、一層の推進を図ること。

9 一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整措置について、地域の実情等を十分勘案して、発動基準をあらかじめ具体的に策定するとともに、事態改善のため、機動的かつ適切に運用すること。

10 需給調整規制の廃止後は、悪質事業者排除、運転代行等による事業類似行為防止等がこれまで以上に重要となることから、関係行政機関の協力・連携を強化し、指導監督及び取締りを徹底すること。また、運転代行業については、違法行為排除、業務の適正運営及び安全確保等に関し、必要な法規制を早急に検討すること。

11 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域の拡大については、実情を的確に把握しつつ、検討すること。また、タクシー近代化センターの業務について、運営体制等の問題が指摘されていることを十分踏まえ、効率的・効果的な事業の実施を図るための見直しを行い、必要な措置を講ずること。

12 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域にかかわらず、タクシー業務の適正化、良質な運転者の確保方策、利用者利便の向上のために、行政機関、関係の事業者団体及び労働者団体等からなる関係者の協議機構を設けること。

13 交通バリアフリー対策促進の観点から、タクシー等を活用したSTS（スペシャル・トランスポート・サービス）の充実を図るため、所要の支援措置を講ずること。

右決議する。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、漁船の操業の状況、漁況及び海況を把握し、並びにこれらに関する情報を関係機関及び漁船に提供するための機能を有する電気通信システム並びに地方公共団体に対してなされる申請、届出その他の手続に係る事務を円滑に処理するための機能を有する電気通信システムを特定公共電気通信システムに加える等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定公共電気通信システムの有する機能として次に掲げるものを追加する。
 - (1) 漁船の操業の状況、漁況及び海況を把握し、並びにこれらに関する情報を関係機関及び漁船に提供するための機能
 - (2) 地方公共団体に対してなされる申請、届出その他の手続に係る事務（以下「地方公共団体行政事務」という。）を円滑に処理するための機能
- 2 通信・放送機構の業務に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発と次の(1)及び(2)に掲げるそれぞれの技術に関する研究開発とを一体的に実施する業務を追加する。
 - (1) 漁業活動に関する情報の管理の技術
 - (2) 地方公共団体行政事務に関する情報の管理の技術
- 3 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要 旨】

本法律案は、無線局の免許手続における透明性の向上を図りつつ、電気通信業務を行う無線局の円滑な開設を確保する等のため、一定の無線局について免許申請期間を設けるとともに無線局の開設計画の認定の制度を導入するほか、無線従事者免許に関する規定の合理化を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 周波数割当計画の策定

郵政大臣は、固定業務、移動業務等の無線通信の業務別の周波数の割当てに加えて、電気通信業務用、公共業務用等の無線局の目的別の周波数の割当て等を定める周波数割当計画を策定し、公示することとする。

2 電気通信業務用無線局等の競願処理手続の整備

(1) 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局等であって、郵政大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、郵政大臣が公示する期間内に行わなければならないこととする。

(2) 広範囲にわたって多数開設される必要があるという特質を有している電気通信業務用の基地局については、多数の基地局全体を対象とする開設計画の認定の制度を導入することとし、当該認定について申請期間を設けて公示することとする。

3 事業譲渡の場合における無線局免許の承継

無線局の免許人の地位の承継について、相続、合併等の場合に加え、事業譲渡の場合においても、郵政大臣の許可を受けて、免許人の地位を承継できることとする。

4 無線従事者免許に関する規定の合理化

心身の障害により無線従事者免許を取り消された者について、その障害が回復した場合には、直ちに免許の再申請ができるようにする。

5 施行期日

この法律は、免許人の地位の承継に関する規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

放送の公共性にかんがみ、放送事業の全部譲渡の場合における無線局免許人の地位承継の許可に際しては、当該業務を維持するに足りる財政的基礎等の審査基準を厳格に遵守するとともに、地域の放送サービスの低下を招くことのないよう十分配慮するよう努めること。

右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要 旨】

本法律案は電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、指定電気通信設備に係る接続料の原価算定方法として電気通信設備の接続によって増加する費用を客観的に評価する方法を導入することにより、当該接続料の低廉化を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 長期増分費用方式の導入

- (1) 指定電気通信設備を設置する第1種電気通信事業者が、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続約款により定める接続料のうち、高度な新技術の導入によって効率化が図られる機能に係る接続料について、より適正な原価の算定のため、電気通信設備の接続によって増加する効率的な費用を客観的に評価する方法により、原価を算定しなければならないこととする。
- (2) 指定電気通信設備を設置する第1種電気通信事業者は通信量等を記録しておくとともに、一定期間ごとに接続料を再計算しなければならないこととする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、審議会への諮問に関する規定については公布の日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 長期増分費用方式の導入に際しては、ユニバーサル・サービスの確保及び東・西N T Tの経営・利用者料金に悪影響を及ぼさないよう留意し、効率的な投下コストの確実な回収が図られるよう、モデルの選択、適用、実施を慎重に行うこと。
- 2 長期増分費用方式は、諸外国においても実施例の少ない方式であることから、この規制方式自体の有効性については、今後十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 3 移動体・インターネットの急速な普及等の市場構造の変化と地域通信市場での競争が急速に進展する中で、東・西N T Tが自主的に日本のI T革命の推進に貢献するために、公正競争の確保に配慮しつつ、財務基盤の確立並びに迅速かつ柔軟なサービス展開及び事業運営をできるよう、事業範囲・サービス規制の在り方について早期に検討を行うこと。
- 4 移動体・インターネットの急速な普及、C A T V、N C Cの急速な市場参入、放送のデジタル化等、マルチメディア化の進展に伴い、市場構造の変化が進む中で、ユニバーサル・サービスの在り方が問われており、具体的な検討を早急に行うこと。

- 5 東・西NTTが、ユーザ向け料金の引下げを図るよう経営努力を行うとともに、東・西NTTに接続する事業者が事業者間接続料の引下げをユーザ向け料金の引下げに還元するよう促進すること。
- 6 インターネット時代に的確に対応できるよう、東・西NTTの定額料金制サービスの普及拡大及び光ファイバを活用した高速広帯域サービスの開発普及に努めるとともに、光ファイバアクセス網については指定電気通信設備規制の在り方について検討を行うこと。
- 7 移動体・インターネットの急速な普及、地域通信市場での競争の進展、M&Aを中心としたグローバル競争の本格化等の市場構造の抜本的变化を踏まえて、我が国事業者の国際競争力を強化、向上する方策について早急に検討を行うこと。
- 8 NTT株式の政府持株に対する配当金の使途、政府持株売却益の使途について、デジタルデバイドを生じさせないように配慮しつつ、健全な情報社会の構築に資するよう、積極的な見直しの検討を行うこと。
- 9 連結納税制度の早期導入について、その実現のため能動的な努力を行うこと。
右決議する。

電子署名及び認証業務に関する法律案（閣法第96号）

【要 旨】

本法律案は、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図るため、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 電磁的記録の真正な成立の推定

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による一定の電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定することとする。

3 特定認証業務に関する認定の制度

- (1) 認証業務のうち一定の基準を充たす特定認証業務について、これを行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができることとする。
- (2) 認定認証事業者は、その認定に係る業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととするとともに、認定に係る業務の用に供する電子証明書等に、当該業務が認定を受けている旨を表示することができることとする。
- (3) 認定認証事業者は、その認定に係る業務の利用者の真偽の確認に際して知り得た情報を認定に係る業務の用に供する目的以外に使用してはならないこととする。
- (4) 外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受け

ることができることとする。

- (5) 主務大臣は、認定のために必要な業務の実施に係る体制についての実地の調査の全部又は一部を、その指定する者（指定調査機関）に行わせることができることとし、指定調査機関に関し、所要の規定を設けることとする。

4 その他

- (1) 主務大臣は、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、特定認証業務を行う者及びその利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。
- (2) 国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないこととする。
- (3) 国家公安委員会は、認定を受けた認証業務に関して、その利用者についての証明に係る重大な被害が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、必要な措置をとることを要請できることとする。
- (4) 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、処罰されるものとする等処罰規定を設けることとする。

5 施行期日等

- (1) この法律は、一部の規定を除き平成13年4月1日から施行する。
- (2) 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（平成12年度NHK予算）

【附 帯 決 議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実施に努めるべきである。

- 1 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に配慮した豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。
- 2 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の理解促進を図り、負担の公平を期するため、衛星契約を含む受信契約の確実な締結と収納の確保に努めるとともに、デジタル放送の普及状況等を勘案しつつ、受信料体系の在り方について検討を進めること。
- 3 協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しと全職員の意識改革に取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減に一層努めること。

また、関連団体等を含めた財務内容・業務内容の開示に努めるとともに、放送法の趣旨に照らし、関連団体等の業務の在り方について検討すること。

- 4 協会は、衛星デジタル放送について、視聴者が高度で多彩な放送を享受できるよう努めるとともに、自動表示メッセージ・システムの適切な運用に努めること。

- 5 地上デジタル放送の円滑かつ積極的な導入に向けた取組を着実に推進し、アナログ周波数変更に伴う経費等については、これを最小限にするよう努めるとともに、公的支援の在り方を含め検討すること。
- 6 障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充するとともに、非常災害時等における中波放送の役割を認識し、受信障害の早期解消に努めること。
- 7 我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送を一層拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。
- 8 協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。
- 9 放送の高い公共性にかんがみ、放送に携わる者は一層の資質の向上を図り、視聴者の信頼の確保に努めること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (10件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※27	運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 8	12. 4. 12	12. 4. 18 可決	12. 4. 19 可決	12. 3. 7 運輸	12. 3. 22 可決	12. 3. 23 可決
※34	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案	衆	2. 15	4. 19	5. 9 可決 附帯決議	5. 10 可決	3. 10 運輸	4. 18 修正 附帯決議	4. 18 修正
			○12. 4. 19 参本会議趣旨説明 ○12. 3. 10 衆本会議趣旨説明						
42	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 22	3. 28	4. 4 可決	4. 12 可決	4. 17 運輸	5. 10 可決	5. 11 可決
43	港湾運送事業法の一部を改正する法律案	衆	2. 22	3. 21	3. 30 可決 附帯決議	3. 31 可決	4. 17 運輸	5. 10 可決 附帯決議	5. 11 可決
47	特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案	衆	2. 25	3. 10	3. 21 可決 附帯決議	3. 22 可決	3. 24 通信	4. 13 可決	4. 14 可決
48	道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 29	5. 10	5. 18 可決 附帯決議	5. 19 可決	4. 17 運輸	4. 26 可決 附帯決議	4. 27 可決
49	特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 29	3. 10	3. 21 可決	3. 22 可決	3. 24 通信	4. 13 可決	4. 14 可決
90	電波法の一部を改正する法律案	衆	3. 31	5. 24	5. 29 可決 附帯決議	5. 29 可決	4. 11 通信	4. 19 可決	4. 20 可決
91	電気通信事業法の一部を改正する法律案	衆	3. 31	5. 8	5. 11 可決 附帯決議	5. 12 可決	4. 13 通信	4. 26 可決 附帯決議	4. 27 可決
96	電子署名及び認証業務に関する法律案	衆	4. 14	5. 17	5. 23 可決	5. 24 可決	4. 19 通信	4. 26 可決	4. 27 可決

・国会の承認を求めるの件 (1件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	12. 2. 25	12. 3. 22	12. 3. 28 承認 附帯決議	12. 3. 29 承認	12. 3. 10 通信	12. 3. 16 承認 附帯決議	12. 3. 21 承認